

## 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 一般的事項</p> <p>第 1 1 節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効</p> <p>4 7 消滅時効</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方税の徴収権の時効は、納付若しくは納入に関する告知、督促又は交付要求に係る地方団体の徴収金については、納付又は納入に関する期限までの期間等それぞれ所定の期間は完成せず、その期間を経過した時から新たにその進行を始めるものであること。また、徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予がされている期間内は進行しないものであること。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">(法 1 8 の 2)</p> <p>(3) 地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為により税額を免れ又は税額の還付を受けた地方税（当該免れ又は還付を受けた税額が当該地方税の一部である場合は当該地方税の全部）に係るもの時効は、原則として、その地方税の法定納期限の翌日から起算して 2 年間は、進行しないものであること。（法 1 8 の 2 ③）</p> <p>(4) 地方税についての時効が完成せず、又は新たにその進行を始めるときは、その完成せず、又は新たにその進行を始める地方税に係る延滞金についての時効は、完成せず、又は新たにその進行を始めるものであること。また、地方税が納付</p>	<p>第 1 章 一般的事項</p> <p>第 1 1 節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効</p> <p>4 7 消滅時効</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方税の徴収権の時効は、納付若しくは納入に関する告知、督促又は交付要求等により中断されるものであり、_____</p> <p>_____徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予がされている期間内は進行しないものであること。また、地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為により税額を免れ又は税額の還付を受けた地方税（当該脱税が地方税の一部である場合は当該地方税の全部）に係るもの時効は、その地方税の法定納期限の翌日から起算して 2 年間（納付若しくは納入に関する告知又は申告納付若しくは申告納入に係る地方税の申告書の提出があった部分については、その処分又は行為の日まで）は、進行しないものであること。（法 1 8 の 2）</p> <p>(3) 地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する</p>

されたときは、その納付された地方税に係る延滞金についての時効は、その納付の時から新たに進行を始めるものであること。(法18の2⑤・⑥)

なお、これらの場合、時効が完成せず、若しくは新たにその進行を始める地方税又は納付された地方税に係る延滞金の全額について時効が完成せず、又は新たにその進行を始めるものであること。

(5) 略

第2章 市町村民税

第1節 納税義務者

第1 個人の納税義務者

- 4 当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課税しないものであることに留意すること。（法附則3の3④・⑤）

第2節 課税標準及び税率

第4 税率及び税額の計算

- 24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、

ものであること。(法18の2⑤)

なお、この場合、時効が中断した地方税又は納付され、若しくは納入された地方税に係る延滞金の全額について時効が中断するものであること。

(4) 略

第2章 市町村民税

第1節 納税義務者

第1 個人の納税義務者

- 4 当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族\_\_\_\_\_の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課税しないものであることに留意すること。（法附則3の3④・⑤）

第2節 課税標準及び税率

第4 税率及び税額の計算

- 24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、

当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6(当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(以下この章において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、100分の8)に相当する金額(当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の6(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法314の7①)

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金  
(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)

ア～キ 略

(5) 略

(6) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び(7)に掲げる寄附金を除く。)

(7) 略

**24の6** 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の様式は、総務省令に定め

当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6(当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(以下この章において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、100分の8)に相当する金額(当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の6(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法314の7①)

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金  
\_\_\_\_\_

ア～キ 略

(5) 略

(6) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_及び(7)に掲げる寄附金を除く。)

(7) 略

**24の6** 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の様式は、総務省令に定め

られているので、この様式に従って市町村において作成された申請書により提出するものであること。これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。また、当該申請書に基づき寄附金税額控除が適用されるものであることから、総務省令で定められた様式にあるとおり、当該申請書の提出に当たっては、納税義務者の記名\_\_\_\_\_が必要であり、当該申請書は書面（正本に限る。）によらなければならないものであること。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなすものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければならないこと。（法附則7⑩・⑪）

(6)～(12) 略

### 第3節 申告制度

31の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の2）

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する

られているので、この様式に従って市町村において作成された申請書により提出するものであること。これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。また、当該申請書に基づき寄附金税額控除が適用されるものであることから、総務省令で定められた様式にあるとおり、当該申請書の提出に当たっては、納税義務者の記名及び押印が必要であり、当該申請書は書面（正本に限る。）によらなければならないものであること。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなすものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければならないこと。（法附則7⑩・⑪）

(6)～(12) 略

### 第3節 申告制度

31の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の2）

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する

控除対象扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

**31の3** 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せず市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する控除対象扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(8) 略

#### 第4節 賦課徴収

扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

**31の3** 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せず市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(8) 略

#### 第4節 賦課徴収

## 第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(15)及び(16)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292①Ⅳ）

(1)～(11) 略

(12) 給与等の支給額が増加した場合 \_\_\_\_\_ の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5、法附則8⑪・⑬）

(13) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の6 \_\_\_\_\_ ②・⑤・⑥、法附則8⑮）

(14) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の7④～⑥・⑨・⑩、法附則8⑰・⑱）

(15) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の7④～⑥・⑧～⑩）

(16) 法人税額からの外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の9の3④・⑤・⑦～⑨）

45の2 45(5)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)及び(14)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 法人が45(14)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第42条の12の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況

## 第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(14)及び(15)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292①Ⅳ）

(1)～(11) 略

(12) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5、法附則8⑪・⑬）

(13) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5の2②・⑤・⑥、法附則8⑮）

(14) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の7④～⑥・⑧～⑩）

(15) 法人税額からの外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の9の3④・⑤・⑦～⑨）

45の2 45(5)、(8)、(9)、(10)、(12) 及び(13) \_\_\_\_\_ における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(4) 略

により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

**45の4** 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。(法292①IVのⅢ)

(1)～(11) 略

(12) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の15の6、法附則8⑫・⑭)

(13) 略

(14) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の15の7、法附則8⑬・⑯)

(15) 法人税額からの外国関係会社に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除(措置法68の91④・⑤・⑦～⑨)

(16) 法人税額からの外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除(措置法68の93の3④・⑤・⑦～⑨)

**45の5** 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。(法292①IVのIV、令45の3)

(1)及び(2) 略

**45の4** 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。(法292①IVのⅢ)

(1)～(11) 略

(12) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の15の6、法附則8⑫・⑭)

(13) 略

(14) 法人税額からの外国関係会社に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除(措置法68の91④・⑤・⑦～⑨)

(15) 法人税額からの外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除(措置法68の93の3④・⑤・⑦～⑨)

**45の5** 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。(法292①IVのIV、令45の3)

(1)及び(2) 略

(3) 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の15の5⑤）

(4) 使途秘匿金の支出に対する法人税額（措置法68の67①）

(5) 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法68の68①・⑨・68の69①）

45の6 45の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)及び(14)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 法人が45の4(14)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第68条の15の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該連結事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項\_\_\_\_\_、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3

(3) 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の15の4⑤）

(4) 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の15の5⑤）

(5) 使途秘匿金の支出に対する法人税額（措置法68の67①）

(6) 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法68の68①・⑨・68の69①）

45の6 45の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)\_\_\_\_\_における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(4) 略

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3

第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項\_\_\_\_\_、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

**49の2** 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法321の8②）

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項\_\_\_\_\_、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）の6倍の金額を

第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

**49の2** 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法321の8②）

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）の6倍の金額を

当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の4）

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の5）

**54の2** 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下54の2において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下54の2において同じ。）が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下54の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下54の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定

当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の4）

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の5）

**54の2** 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下54の2において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下54の2において同じ。）が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下54の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下54の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定



(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について  
租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若し  
くは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当  
該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

### 第3章 固定資産税

#### 第7節 土地に係る固定資産税の特例

45 市町村長は、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税について、当該市町  
村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを  
令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を  
納税義務者に周知するよう努めるものとする。この措置が講じられているのは  
、第2年度又は第3年度においても土地の価格を修正価格により決定すべきことを  
申し立てる場合においては審査の申出をすることができるものであること等を考慮  
されたものであること。(法附則17の2⑩)

46 負担調整措置の対象となる土地については、令和3年度から令和5年度まで  
の各年度において、法第381条に定めるもののほか、調整固定資産税額又は据置  
固定資産税額の算定の基礎となった額を土地課税台帳等に登録すべきものとされて  
いるが、これは、これらの年度において、納税者の便に資するため併記することと  
しているものであり、当該額についての固定資産評価審査委員会に対する審査の申  
出はできないものであること。(法432①、法附則28①・②)

### 第4章 軽自動車税

#### 第3節 種別割

##### 第2 徴収等

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について  
租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3  
第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若し  
くは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当  
該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

### 第3章 固定資産税

#### 第7節 土地に係る固定資産税の特例

45 市町村長は、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税について、当該市町  
村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを  
令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を  
納税義務者に周知するよう努めるものとする。この措置が講じられているのは  
、第2年度又は第3年度においても土地の価格を修正価格により決定すべきことを  
申し立てる場合においては審査の申出をすることができるものであること等を考慮  
されたものであること。(法附則17の2⑩)

46 負担調整措置の対象となる土地については、平成30年度から令和2年度まで  
の各年度において、法第381条に定めるもののほか、調整固定資産税額又は据置  
固定資産税額の算定の基礎となった額を土地課税台帳等に登録すべきものとされて  
いるが、これは、これらの年度において、納税者の便に資するため併記することと  
しているものであり、当該額についての固定資産評価審査委員会に対する審査の申  
出はできないものであること。(法432①、法附則28①・②)

### 第4章 軽自動車税

#### 第3節 種別割

##### 第2 徴収等

25 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、徴収の確保を期するため、その車体に標識を付するものとするのが適当であるが、この場合、標識の様式は、全国的に統一することが望ましいと考えられるから、別途「原動機付自転車等の標識について」（昭和60年4月1日自治市第30号）に定める様式によられたいこと。なお、軽自動車及び2輪の小型自動車については、道路運送車両法の規定により車両番号標をその車体に表示しなければならないものとされていることに留意すること。

ただし、電動キックボード等原動機付自転車の形状によって現行の標識を掲示することにより安全性が確保できない場合には、この様式によらないことを妨げないこと。

### 第3 税率の特例

33 令和3年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第5項から第8項までの特例措置（軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課））については令和4年度分の軽自動車税の種別割に、令和4年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）については令和5年度分の軽自動車税の種別割に適用されることに留意すること。（法附則30⑤～⑧）

### 第9章 目的税

#### 3 事業所税に関する事項

(1)～(4) 略

(5) 非課税

ア 略

イ 一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事業（以下「電気事業」という。）の用に供する施設で政令で定めるもの（以下「電気工

25 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、徴収の確保を期するため、その車体に標識を付するものとするのが適当であるが、この場合、標識の様式は、全国的に統一することが望ましいと考えられるから、別途「原動機付自転車等の標識について」（昭和60年4月1日自治市第30号）に定める様式によられたいこと。なお、軽自動車及び2輪の小型自動車については、道路運送車両法の規定により車両番号標をその車体に表示しなければならないものとされていることに留意すること。

### 第3 税率の特例

33 平成31年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第2項から第4項までの特例措置（軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課））については令和2年度分の軽自動車税の種別割に、令和2年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）については令和3年度分の軽自動車税の種別割に適用されることに留意すること。（法附則30②～④）

### 第9章 目的税

#### 3 事業所税に関する事項

(1)～(4) 略

(5) 非課税

ア 略

イ 一般送配電事業、送電事業又は\_\_\_\_\_発電事業\_\_\_\_\_（以下「電気工

作物等」という。)については、事業所税を課税することができないこととされているのであるが、営業所等の電気工作物等以外の施設に係る事業所等については課税対象となるものであり、主として電気事業以外の事業を営む納税義務者が併せて電気事業を行う場合についても、非課税の対象となる施設が電気工作物等に限られることについては、専ら電気事業のみを営む納税義務者に係る取扱いと同様であること。(法701の34③XVI)

ウ～オ 略

(6)～(9) 略

#### 4 都市計画税に関する事項

(1)～(13) 略

(14) 土地に係る令和3年度から令和5年度まで\_\_\_\_の各年度分の都市計画税については、激変緩和措置としての税負担の調整措置は固定資産税と同様に講ずることとされていること。(法附則25・26・27の2)

(15) 略

作物等」という。)については、事業所税を課税することができないこととされているのであるが、営業所等の電気工作物等以外の施設に係る事業所等については課税対象となるものであり、主として電気事業以外の事業を営む納税義務者が併せて電気事業を行う場合についても、非課税の対象となる施設が電気工作物等に限られることについては、専ら電気事業のみを営む納税義務者に係る取扱いと同様であること。(法701の34③XVI)

ウ～オ 略

(6)～(9) 略

#### 4 都市計画税に関する事項

(1)～(13) 略

(14) 土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、激変緩和措置としての税負担の調整措置は固定資産税と同様に講ずることとされていること。(法附則25・26・27の2)

(15) 略